

## 景観データベース作成事業実施要領

### 1. 事業の背景

秋田県には、固有の自然や歴史・文化、人々の長年の営みによって形成されてきた素晴らしい景観がたくさんあります。このかけがえのない財産を後世に引き継いでいくためには、県民や市町村が主体的に地域での景観形成を積極的に進めていくことが重要です。

当事業は県の景観マネージャー等と協働で、県内にある魅力的、歴史的な建築物や樹木、美しいまちなみ等の良好な景観資源を発掘し、県民の景観に対する関心を高めるとともに、県内外へアピールすることを目的とし「秋田県景観データベース」を構築するものです。

### 2. 主催

秋田県建設部都市計画課

### 3. 参加対象者

- ① 景観マネージャー
- ② 市町村職員

### 4. データベースの対象

- ① 建築物・工作物
- ② 樹木
- ③ まちなみ
- ④ 自然眺望
- ⑤ 歴史・文化
- ⑥ その他

### 5. 申し込み

- ① 調査を希望する方は地元の景観資源を調査する場合、別紙1の調査書を提出してください。
- ② 調査した写真画像等の元データは電子メールや電子記録媒体等で提出してください。(Email: [toshikan@mail2.pref.akita.jp](mailto:toshikan@mail2.pref.akita.jp))
- ③ 申し込みは随時受け付けます。

### 6. 景観データベース調査書記入について

別紙「景観データベース調査書記入の手引き」をご覧ください。

### 7. 留意事項

#### ① 個人情報

景観データベース調査・作成申込書の個人情報は、景観データベース作成事業の目的・趣旨の範囲内で使用し、その他の目的には使用しません。

#### ② メールアドレス

事務局からの連絡事項は電子メールで行うことを基本としますので、メールアドレスは必ずご記入ください。

メールアドレスをお持ちでない場合は、「メール無し」とご記入ください。